

## 第 8 1 回 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会 議事録

### (開催要領)

- 1 日 時 平成 28 年 4 月 19 日 (火) 15:30～17:30
- 2 場 所 中央合同庁舎第 8 号館 4 階 416 会議室
- 3 出席者  
会長 辻村 みよ子 明治大学法科大学院教授  
委員 阿部 裕子 特定非営利活動法人かながわ女のスペース  
みずら理事  
同 柿沼 トミ子 全国地域婦人団体連絡協議会会長  
同 原 健一 佐賀県DV総合対策センター所長  
同 平川 和子 東京フェミニストセラピセンター所長  
同 森田 展彰 筑波大学大学院准教授  
同 山田 昌弘 中央大学教授

### (議事次第)

- 1 開会
- 2 議事
  - (1) 女性活躍加速のための重点方針 2016 に盛り込むべき重点取組事項について
  - (2) 配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実について
    - ・ 相談状況等に係るデータの改善について
    - ・ 平成 27 年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等の対応状況について (警察庁から説明)
    - ・ 配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究事業結果報告について
  - (3) 今後の進め方について
- 3 閉会

### (配布資料)

- 資料 1 男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項について (素案)  
(抜粋)
- 資料 2 ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等の対応状況 (警察庁資料)
- 資料 3 - 1 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査の拡充について
- 資料 3 - 2 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等試行調査票 (案)

- 資料 4-1 配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究事業報告書  
(概要)
- 資料 4-2 配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究事業報告書
- 資料 4-3 DV加害者対応についての喫緊の課題 (検討委員会有志提出資料)
- 資料 5 今後の検討事項 (案)

- 参考資料 1 「女性活躍加速のための重点方針 2016」の検討方針について  
(平成 28 年 3 月 15 日男女共同参画会議加藤大臣提出資料)
- 参考資料 2 3/23 女性に対する暴力に関する専門調査会での議論を踏まえた意見・要望等  
(平成 28 年 3 月 25 日重点方針専門調査会辻村議員提出資料)
- 参考資料 3 男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項について (抜粋)  
(平成 27 年 6 月 22 日男女共同参画会議)
- 参考資料 4 女性活躍加速のための重点方針 2015 (抜粋)
- 参考資料 5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (抜粋) 等
- 参考資料 6 第 3 次犯罪被害者等基本計画 (平成 28 年 4 月 1 日閣議決定)

(議事録)

○辻村会長 それでは、時間になりましたので、ただいまから、男女共同参画会議の第 81 回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を開催いたします。

本日は、前回に続きまして重点方針 2016 に盛り込むべき重点取組事項について、まず御審議いただきます。続いて、配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実について御審議いただく予定であります。

それでは、最初に事務局から会議資料について確認をお願いいたします。

○小林暴力対策推進室長 本日はありがとうございます。資料の確認をさせていただきます。

まず、議事次第がございまして、あと資料が 1～5 までございます。3、4 は 3-1、3-2、4-1、4-2、4-3 という形で枝番がついております。1～5 までが配付資料でございます。

その後ろに参考資料ということで、番号としては 1～6 なのですが、一括で綴じてありますので、参考資料の固まりが一番下についております。その中身が 1～6 までございます。

もし不足、入っていないものがございましたら、御指摘いただければと思います。

以上でございます。

○辻村会長 資料について大丈夫でしょうか。

それでは、本日の議題に移らせていただきます。

まず女性活躍加速のための重点方針 2016 に盛り込むべき重点取組事項について、事務局

から御説明をいただきます。その後で皆様から御意見を伺いたいと思います。

まず、事務局の御説明をお願いいたします。

○小林暴力対策推進室長 それでは、まず資料1という1枚紙と参考資料をまとめて綴じた紙がございます。それを1枚めくっていただきまして、参考資料2というものがございます。その両方を使って御説明したいと思います。

まず参考資料2でございます。これは3月23日に、前回、この暴力の専門調査会で皆様方から御意見をいただいたものを踏まえまして辻村会長の方でおまとめいただきまして、3月25日の重点方針の専門調査会に辻村会長から発表いただいた内容でございます。そこに7点書いてあるものにつきまして、御説明いただいたところでございます。

そういうものも踏まえまして、資料1でございます。1枚紙の両面のものがございますが、参画会議としての重点方針に盛り込むべき事項ということの素案でございます。全体の前文がありまして、あと大きな柱で「1. あらゆる分野における女性の活躍」があり、その後の「2. 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現」というところに暴力の関係のものが入っております。

その前文のところ、最初の2行でありますけれども、女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、その予防と被害回復のための取組を推進し、暴力の根絶を図ることは女性活躍のための重要な課題であるというものを書いた上で、(1)のところでございます。

裏面で、具体的に4つの項目を記しております。

まず<性犯罪への対策の推進>ということで、罰則の見直しについての記載、あとワンストップ支援センターの設置を含め、性犯罪への対策全体について総合的に推進すべきであるということを書いてあります。

その上で、前回いろいろ御指摘いただきましたワンストップ支援センターにつきましては、個々のセンターの運営状況を今つかんでいるもの以上にもう少しよく調査をするとともに、まだ未設置の団体については、その理由も含めて把握して、自治体への支援のあり方を検討すべきであるということにしております。

続きまして<ストーカー事案への対策の推進>というものにつきましては、「ストーカー総合対策」や第4次の基本計画に基づいて総合的に対策を進めるべきであるというものでございます。

3つ目の項目ですが<配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実等>というのは、4次計画で成果目標にも入れております市町村の配暴センターの設置促進などの被害者への支援体制の充実を図るとともに、前回、森田先生からも御指摘いただいておりますように、個々の被害者の保護、支援を適切に行うために配暴センター、都道府県警察、福祉事務所などの関係機関相互の連携の強化を取り組むべきであるというものを盛り込んでおります。また、加害者更生に向けた取組を具体化すべきであるということに記載しております。これは後ほど次の議題でも取り上げる点でございます。

4点目で<女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり>でございます。これに

つきましては、まず、性暴力や配偶者からの暴力などに関するデータを収集・分析するための手法や統計について調査研究等を行うべきであるというものでございます。

その後、被害者への効果的な支援施策に資するための広報・周知の方法について検討すべきである。その中で特に、最近、児童の性に着目した新たな形態の営業など、JKビジネスでありますとか、AVへの強制出演等々、もろもろ新しい問題が起きておりますので、そういったものも含めまして、いろいろ多様化していることを踏まえて、その実態把握や若年層に対する啓発活動、教育・学習の充実を図るべきであると記載しております。

以上でございます。

○辻村会長 ありがとうございます。

それでは、まずここで委員の皆様から、これまでの資料につきまして御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

前回議論いただきましたものを踏まえまして3月25日に提出し、それをもとに資料1が作成されております。他の分野については記載がございませんけれども、全部並んだときに同じような書きぶりになる予定ということですね。

○小林暴力対策推進室長 はい。その横並び等はちゃんと見ていきたいと思っておりますし、分量も昨年よりは多く書かせていただいております。

○辻村会長 これについては、いかがでございましょうか。

森田委員、どうぞ。

○森田委員 加害者更生とその前の各機関の連携について書いていただきまして、ありがとうございます。子供に対する面会交流の話は辻村先生のお話の中に入れてくださったのですが、子供のある事案に関しての対応として、1つには連携の中に児童相談所も入れてもらえないかということと、やはり面接交流についても調査の形でいいのですが、何か少し文言で盛り込んでもらえないか、というのが正直現場的には差し迫っております、お願いしたいところです。

○辻村会長 これはいかがでしょうか。

○小林暴力対策推進室長 御指摘を踏まえまして、子供に関する文言を何らか検討して入れるようにしたいと思います。

○辻村会長 他にいかがでしょうか。警察との連携というところはこちらの資料1にも入っておりますけれども、子供との関係で、他には何かございますか。よろしいですか。

それでは、重点方針2016に盛り込むべき重点取組事項というものにつきましては、明後日、21日に第3回の重点方針専門調査会がございまして、そこで検討が行われます。その後、男女共同参画会議が開催されまして、そこで意見が取りまとめられる予定でございます。

ただいまの森田委員の意見も含めまして、事務局のほうで文言その他ももう一度見ていただいて、それを明後日に提出していただくという段取りでございますが、それでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○辻村会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして「配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実について」という議題でよろしいでしょうか。

○小林暴力対策推進室長 説明者の都合で順番を少し入れかえて事務局から、配偶者からの暴力関係のデータの改善の説明をさせていただきたいと思います。

○辻村会長 データのほうですね。「相談状況等に係るデータの改善について」という項目に移らせていただきます。そちらを先に扱います。よろしく願いいたします。

○小林暴力対策推進室長 すみません、順番を入れかえさせていただいて申しわけございません。

それでは、資料3-1という1枚の紙と資料3-2という何枚か綴じたものがございます。前回、阿部先生からも御指摘いただきましたけれども、配偶者等からの暴力で配暴センターに相談があった案件が必ずしも十分一時保護に結びついていないのではないかと、御指摘があって、結びついている、結びついていないを考える上でも、データのどのようになっているかということも実はない。一時保護の件数はもちろんございますし、配暴センターに相談が来ている件数ももちろんあるのですが、そのつながりの部分が必ずしもデータでとれていないという状況がございます。そういったものを含めて、今つかんでいるデータを改善するように試行調査をするという意味での御説明になります。

それでは、3-1でございますが、今、申し上げましたように、現在把握している項目というのがまず相談の来方、来所であるとか電話であるとか、その他であるというのと、あと性別、加害者との関係別というようなものがあります。あと配暴センターの内訳としてどういった組織からセンターが成り立っているかというところの内訳、例えば婦人相談所であるとか、女性センターであるとか、そういった施設別に、来所、電話でどれだけ相談があるとか、男女別にどれだけ相談があるというようなデータはございます。

あと日本語が十分に話せない外国人の方からの相談件数でありますとか、障害者である被害者からの相談件数というようなデータはとっておりまして、それが資料3-2の一番下の紙にデータをつけております。

課題としましては、まず相談の中身自体、よく言う4類型であります、身体的暴力、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要という4種類のタイプのうちどういったものの相談があるかというデータがないということ。それとは別に児童、被害者のお子さんなどに関してどういった影響があるかというようなことも含めての相談の件数がとれていない。

あと加害者から、加害者更生に対して例えば問い合わせがあるとか、そういったデータもございません。

2点目が、先ほど申し上げました一時保護を希望しているけれども、入れていない、一時保護を受けられなかった事例があるのではないかと、指摘もいただいているところで

ございますが、実態がどうなっているかという数としてのものがございませんので、それが課題である。

あと配暴センターで受け付けた後に、当然、各関係機関につないで案件としては対応しているところではございますけれども、数としてどれぐらい、どこにどう行っているのかというのがない状況でございます。

以上の点を改善していきたいとは思っておるところでございますけれども、通常の配暴センターの業務をやりながらデータを新たにとっていくということになっていきますので、まずは今年度2週間、試行的に調査をして、この調査方法等でよければ更にそれを進めていきたいと思っておりますし、改善することがあれば改善した上でまた試行を少し拡大するというようなことをやりたいと思っております。

資料3-2のほうは調査票のイメージとしてつけておりますけれども、電話、来所、それぞれに先ほど申し上げた被害の4類型と児童、加害者更生の件数がかかめて、その後一時保護等を希望した場合に一時保護が受けられたもの、受けられない場合はどういう理由で受けられないのかとか、あと希望しなかったものでも一時保護に値するもので措置されるものもあり得ると思っておりますので、その辺の数を分類して拾えるように調査票を書いております。

最後、いずれにしても対応しなかった理由について、特にその他に当てはまるようなものについては具体的に書いていただくような形にして、実態が少しでもつかめるようにしていきたいと考えております。以上です。

○辻村会長 ただいまの御説明でよろしいでしょうか。何か御質問はございませんでしょうか。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 児童に関する相談という項目があります。この児童に関する相談ということだけでは非常に伝わりにくい側面があるのではないかと。例えば面前でDVがあって児童に著しい影響を与えることを心配しているということであれば、そのことを知った市区町村の相談員が即、児童相談所にDVの一時保護の相談と同時に知り得たということ踏まえて通報するという意味なのか、相談は心配だよということだけを聞いたか。要するに、このところが相談を受けたか、その後各関係機関への連絡を行ったか、非常に伝わりにくいのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

○辻村会長 どうでしょうか。

○小林暴力対策推進室長 御指摘のとおり、そこところが漠然とお子さんに絡むものという程度の認識でつかむということでしたので、また御指摘も踏まえて、少なくとも説明を加えるなり、場合によっては、さらにそこを分解するようなものを考えたいと思っております。

○辻村会長 原委員、どうぞ。

○原委員 一時保護の対応についてなのですが、これはもう全国的に言い過ぎかもしれませんが、婦人相談所、女性相談所の一時保護の受入れが余りよくない感じを今受

けています。こちらが一時保護が必要だと判断して送っても、措置会議の結果、断られたりだとか、先の支援のことばかりに目を向けられたりしていて、結局、こちらが今必要だと判断したことを考慮されずに、一時保護がうまくいかないという事例も実際に経験しています。

この表がどのように有効に使えるかなのですが、例えば男女共同参画のラインで一時保護機能を持っていないところが一時保護を依頼したにもかかわらず、それがちゃんと受け入れてもらえなかったとか、そういうことも把握できるものがあればということを最近考えています。

○辻村会長 いかがでしょうか。

○小林暴力対策推進室長 御指摘ありがとうございます。私の説明が必ずしも十分ではなく申しわけございません。

資料3-2の調査票自体は婦人相談所である配暴センターにも、そうでない配暴センターにも同じものが行くのですが、例えば婦人相談所でない配暴センターが婦人相談所に一時保護を引き継いだ場合を拾えるようにするなど書き手がどちらの配暴センターでも書けるようにしているので、わかりにくい点はまた説明するなり改善したいと思いますが、一応、御指摘いただいたものは拾えるのではないかなと思っています。

○辻村会長 ほかにいかがでしょうか。

森田委員、どうぞ。

○森田委員 今の質問とも絡むのですけれども、一時保護所側と送る側の配暴センターと両方が本当は関係するのだと思うのですが、そのように一体化しているところと分かれているところがあった場合に、一時保護所そのものにはこういうことは聞かないのでしょうか。

○小林暴力対策推進室長 婦人相談所である配暴センターにもこれは行きますので、把握できるのだと思います。

○森田委員 その場合、受けたか受けないかだけではなく、どれぐらいの期間一時保護所にいるのか、かなり施設ごとにムラがあるというか、はっきりした決まりが余りないようなところがあって、そういうことでの十分な対応ができているのかどうかも本当は知りたいところです。質問数はそんなに増やせないのしょうけれども、何かそういうことに関してのデータや、もしくは、やっているときに難しく感じている点がある場合に何か書いてもらえるような場所等をつけてもらえると嬉しいと思いました。

○小林暴力対策推進室長 何らか、余り膨大にならないように少し工夫し、御指摘が少しでも拾えるような感じで考えたいと思います。

○森田委員 ありがとうございます。

あと利用者側のアンケートなどはしないのですか。そんなに大きなデータでなくてもいいと思うのですけれども、声として拾った方がわかることはあるのではないかと思うのです。

○小林暴力対策推進室長　今回は配暴センターへの試行調査のみやりたいと思います。御指摘自体はちゃんと受け止めまして、いずれかのタイミングでまた取り組んでいきたいと思います。

○辻村会長　私のほうで確かめたいのですけれども、昨年1年間はここに書いてあるとおりの結果でした。これではわからないことがあるので、新たに2週間について新規に相談があったものの件数を書くということで、この2週間の間で昨年のもう一回登録簿みたいなものを見直してくださいというのは入らないですね。

○小林暴力対策推進室長　はい。

○辻村会長　新たにですね。そうすると、母数が少なくなり過ぎないかなと思って、今、計算がなかなかうまくできないのですけれども、1年間で総数10万件だとすると、2週間だと一番多くて4,000件ぐらいです。日本語が話せないみたいに1,700件ぐらいしかない、50週で年間1,700件だと70件ぐらいしかないのですけれども、それが24カ所に分かれているわけですね。そうすると、各センターでは、そんなに何件も2週間だとほとんどない、1件ありましたとか2件ありましたとか、そういうことになるとすると、余り参考にならないデータにならないかなというのを心配したのです。先ほどからストーカー行為についても1,500ですし、ほかの障害者であり、被害者も5,000件程度ですから、これが年間の数字ですから、そのうちの2週間、25分の1だと100件とか200件とか何十件かが24センター全部合計であるだけだというようにしますと、その時期にもよりますね。あるセンターでは0件だったり、そういうことも当然あり得るわけですね。そうすると、調査した結果が母数として有為な数値が得られるか。

印象としては、2週間は短いのではないかということなのです。2週間の間にセンターにお願いをして、今までの帳簿を全部洗い直して、記録漏れがないとか、例えば新しい項目に記録はなかったのかとか、そういう調査ならまた2週間にやっていただくのはできるのですけれども、2週間にたまたまそこに相談があったものをカウントしてくださいという話ですね。ですから、その2週間にたまたま来ない項目というのはいっぱいあるわけですね。日本語が話せないとか、障害者とか。そうすると、各センターで0とか1とかというような数字が出てきたときに、有為な調査結果とならないのではないかという心配です。これは統計学的なもので、どのぐらいの母数があれば有為な調査になるのかというのは山田委員の方でもまた教えていただければいいのですけれども、2週間にたまたま来ないかもしれないですね。

○小林暴力対策推進室長　その御指摘自体は十分よくわかります。最終的には年間を通じてとるようにしていきたいと思っています。そのためにも、まず手法としてこれでいいのかどうかというのを試したいというものがあって2週間にしています。

○辻村会長　少し心配したのです。

○小林暴力対策推進室長　いきなり年間でやるというのは通常の相談を受けていただいているさなかで、そこまで負担をかけるのが申しわけないなと思ひまして、むしろ短く

やって改善してまた次をやるというやり方のほうがいいと思っています。

○辻村会長 どうぞ。

○武川局長 この資料3に試行調査のイメージと書いてありますが、調査票を設計するためのプリテストみたいなものです。小林室長からも資料3-1の現状と課題で説明したと思うのですが、今までの調査だと相談件数が増えているなどか、そういうものは分かるのですが、相談した結果、適切に支援に結びついているのか、相談は増えているけれども、一時保護の件数は増えていないのだから、一体どうしてかなど、把握できません。その辺をもっときちんとした統計にするため、調査票の設計をまずしようというのがこのイメージですので、いろいろ改善の御意見をいただいたので修正し、試行したらまた課題を検討して調査票をもう一回、直して、ということです。

○辻村会長 わかりました。では柿沼委員どうぞ。

○柿沼委員 従来のもので、最後のページに247カ所の相談件数を集計した表がありますが、この247カ所のセンターは少なくとも今、試行調査をしようとしている調査の内容のような分析を個々にはデータとしてもう持っているという想定でよろしいですか。要はそこまでつかんでいないとか、そういう連携を今までしていないとか、そういったところはなくて、単なる統計上の調査というものがなかったから表には出ていないけれども、個々には全部これは網羅できていますよという状況なのかどうか。

○小林暴力対策推進室長 ありがとうございます。

恐らく個々の相談の受付票、その後の対応状況を書いたものは、個票ベースではもちろん必ずあるのですが、それを抜き出して統計にされているところはないか、あとは期間を区切ってお試し調査的にやられているところはあるのだと思うのですがけれども、お願いすれば統計がすぐ返ってくるような状況になっていないので、今回こういうやり方をしてみようと思った次第です。ですので、恐らくこれはお願いすると、通常のものをつけながら、2週間の間はこちらの表もつけていただいてというようなことが全国各地で起こるというように考えています。

○辻村会長 原委員、どうぞ。

○原委員 その使い勝手も含めてちゃんと聞き取りもするということですか。

○小林暴力対策推進室長 はい。調査票の後に改善すべき点は何ですかということも含めてちゃんと伺いして、それをまた反映させて御相談していくというやり方をしたいと思っています。

○辻村会長 阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 一番最後の資料の中に、平成26年度4月1日から平成27年度3月1日までの相談件数があるのですが、その前とその前ぐらいに減っているのか、増えているのか、要するに量的なものだけでも簡単に教えていただけたらありがたいです。

○小林暴力対策推進室長 相談の件数自体は、もう毎年伸びているので右肩上がりになっております。

○辻村会長 それは総数ですね。

○小林暴力対策推進室長 総数です。

○辻村会長 だから、センターごととか都道府県ごとのものというのではない。

○小林暴力対策推進室長 資料はありますけれども、今ここにはないのでお送りします。失礼しました。

○辻村会長 以前から統計のとり方の話が出ておまして、我々の今年の目標として、こういうジェンダー統計のようなものなどを含めて見直しをしたいということです。その一環というようにお考えいただければいいのですが、前半期2週間というのはいつでしょうか。夏とか、同じ時期に全国一斉にやるのですか。

○小林暴力対策推進室長 一応こういうことをやるつもりだという大ざっぱな話は今年1月に都道府県の男女共同参画の担当課長の会議のときに予告といたしますか、お願いはしているのですが、詳細をまだお知らせしていないので、また今日の御意見を踏まえて直すものは直して、説明等々も加えたもので事前に1回お送りして、それで準備もいただいてからやるということになるので、できるだけ早くとは思っていますが、少し時間はかかると思います。

○辻村会長 これは全国一斉の調査ということでしたら、マニュアルのようなものは当然お作りになって今後に生かしていくということによろしいですね。

○小林暴力対策推進室長 はい。

○辻村会長 平川委員、どうぞ。

○平川委員 こういう質問をしていいかわからないのですが、私たちとしては、この課題に挙がっている資料があるといいなというような形でお願いをしているのですが、当の配暴センターの職員の方たちが、実はこのように私たちと同じような思いで、保護件数が減っているとか、その理由とか、そういうものについてヒアリングをなさったかどうかを教えてくださいたいのです。

○小林暴力対策推進室長 ヒアリングと言えるところまではないですが、一部の自治体の方には、この調査票を設計するときいろいろな状況を内々お聞きして作ってはいます。

○平川委員 そうしますと、前回の会議では、保護件数が減っている理由の一つとして、社会情勢が変わってSNSとかそういうものを被害者の方が使っているんで、それが使えなくなったときに、入ろうかな、保護してもらおうかなと思っていた方も取りやめるとかということがあるのではないかということ。これは阿部委員から御指摘、質問が出ていますけれども、実は民間シェルターでもそういうことがあって、これが本来はじいているというようなことなのか、それとも別な事情があるのかということが前もってわかれば、この調査票の項目を考えることができるかなというように思ったのです。そのあたりを配暴センターの方たちがどうしているかということをおわかっていただければ教えてくださいたいのです。

○小林暴力対策推進室長 やはり携帯が使えないということに対する不自由さに耐えられ

なくて、それだったらまだ戻ったほうが良いというようなことも現実としてはあり得るというもお伺いしておりますので、調査票の中にも本人の辞退というのはいれていて、そこに目配せをしているつもりではあります。まだ本人の辞退の理由というところまで掘り下げて聞くようにはしておりませんが、ここの数の出方によっては、そこもさらに改善するというものもあるのかなとは思っております。受け入れ側の方がだめだと言っているものもあるかもしれませんが、他方、本人がそういう条件の生活だったら嫌だということをやめているものもあるかもしれませんが、それを客観的に語るデータも今、ないところですので、本人の辞退のところで数を拾いたいと思っております。

○辻村会長 山田委員、どうぞ。

○山田委員 統計的に気になったところが1点ありまして、相談の種類その他、来所か電話とありますけれども、その他というのは何を想定しているのでしょうか。というのは、実は統計票を見ていたら、その他は全体の5%なのですが、徳島県ではその他の割合が40%とすごく高くなっていて、徳島の特殊事情を御存じなのか、その他が実際何なのかというデータがもしありましたらということ、もし何か特殊なことがあつたら、その他ももう少し区分したほうが良いかなと思つました。

以上です。

○小林暴力対策推進室長 ありがとうございます。

その他で一番代表的なのは、配暴センターの外に出ていってイベント的に相談会のようなことをやっているときに来た方の相談というものです。

○山田委員 もしかしら徳島県ではそういうものをたくさんやっている可能性もあるということですか。

○小林暴力対策推進室長 可能性もありますが、またそこは確認してみたいと思つます。

○辻村会長 では、よろしいでしょうか。ほかにごつますか。また何かお気づきでしたら、最後に時間があればお願いいたします。

それでは、警察庁の方が御到着されましたので、「配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実について」という議題の中で「27年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等の対応状況について」というテーマで、御説明をいただくということになっております。よろしくお願ひいたします。

○警察庁（野地室長） 警察庁の生活安全企画課犯罪抑止対策室長をしております野地と申します。

熊本地震の被災地の対応をしておりました関係で若干遅れまして、申し訳ございません。この報告、あとそれに伴う質疑応答をさせていただいた後、また事案対応がごつますので中座させていただきたいと思つますので、御了承をお願いしたいと思います。

お手元にポンチ絵を用意しましたので、これの番号の順に説明をさせていただきます。

まず、1枚おめぐりいただきたいと思つます。ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等、人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案を我々警察では人身安全関連事案

と呼んでおりますが、こうした事案につきましては、警察が認知した段階では被害者等に危害が加えられる危険性やその切迫性を正確に把握することが困難である一方、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが極めて高く、また被害者やその親族等に対して強い殺意を有している場合には、検挙される危険性を考えずに大胆な犯行に及ぶことがあるというのが特徴であり、警察としては、加害者が被害者等に危害を加えることが物理的に不可能な状況を速やかにつくり上げ、被害者等の安全を確保することを最優先としております。

次に、人身安全関連事案に迅速かつ的確に対処するための体制の確立についてですが、平成26年4月までに全国の警察本部に、認知の段階から対処に至るまで、行為者の事件検挙、行政措置、被害者の保護対策等に関する警察署への指導・助言・支援を一元的に行う生活安全部門と刑事部門を総合した本部対処体制を構築するとともに、警察署においても事案対処を統括する責任者や事案対処要員をあらかじめ指定し、生活安全、刑事部門を総合した体制を構築しております。

次に、人身安全関連事案増えの対応の流れでございますが、人身安全関連事案に関する相談につきましては、原則として生活安全と刑事両部門の担当者が共同で聴取を行うこととしており、その際には、意思決定支援手続や危険性判断チェック票の活用等によって、危険性、切迫性を判断し、警察署長及び本部対処体制に速報することとしております。

意思決定支援手続といいますのは、被害者に対し警察が執り得る刑事手続や証拠の確保のために必要な事項、ストーカー規制法や配偶者暴力防止法に基づき執り得る措置について図面を示しながらわかりやすく説明し、警察に執ってもらいたい対応について被害者の意思決定を支援するものであります。被害者の意思が明らかになることで、警察と被害者が共通認識を持ち、より迅速・的確な事案対応ができることとなります。

危険性判断チェック票は、事案の危険性や切迫性の判断に当たっての参考資料とするため、司法精神医学に関する有識者の科学的・専門的知見を得て作成したものです。警察官が被害者から事情聴取する際、加害者や被害者本人の性格等に関するアンケート方式の項目について回答していただき、当該事案の危険性の判定資料として活用しております。

次に、ストーカー事案増えの対応ですが、事案の危険性、切迫性を判断した上で、被害者等の安全確保を最優先に処理方針、処理体制を確立した上で、ストーカー規制法、その他の刑罰法令を積極的に適用して加害者を検挙するほか、ストーカー規制法に基づく行政上の措置として、警告を求める申し出に基づく警告、仮の命令、援助を求めたい旨の申し出に基づく警察本部長等による援助。この援助には被害防止措置の教示とか被害防止のための適切な措置、被害防止に資する物品の教示・貸出等がありますが、こうした行政上の措置のほか、その他の措置として、被害者等の公的シェルター増えの避難措置や防犯指導、GPS機能付き緊急通報装置等の貸出し、相手方への指導・警告、パトロール等、身辺の警戒等を行っております。

また、ストーカー事案に対しては、政府を挙げた対策を推進するため、平成27年3月、

ストーカー総合対策関係省庁会議においてストーカー総合対策が取りまとめられました。対策の柱は6本ございまして、1つがストーカー事案に対応する体制の整備、2つが被害者等の一時避難等の支援、3つが被害者情報の保護、4つが被害者等に対する情報提供等、5つがストーカー予防のための教育等、6つが加害者に関する取組の推進でございますが、それぞれの施策についての担当省庁を明記し、現時点において考えられる早急に行うべき施策を取りまとめたもので、各省庁は当面これに基づき、互いに連携しながら施策を推進していくこととなっております。

警察庁におきましては、まず体制の整備に関しては、人身安全関連事案対策の強化として平成27年度に680人、平成28年度に515人の地方警察官を増員されました。施策面では被害者等が一時避難するためのホテル等の宿泊費、被害者等に対応するための監視警戒システムの整備。これらはいずれも補助金でございますけれども、予算措置を図ったほか、被害者対象の情報ポータルサイトの製作、若年層対象の啓発用DVパンフレットの作成・配付、加害者対象のリーフレットの作成・配付、あとストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的手法に関する調査研究等を行いまして、28年度におきましては、ストーカー事案の行為者に対する精神医学的・心理学的アプローチに取り組むこととしております。

次に、平成27年中におけるストーカー事案増えの対応状況について御説明いたします。

ストーカー事案の相談件数等は、2万1,968件で、4年ぶりに減少したものの、法施行後から平成23年までに比べ、平成24年以降は高水準で推移しております。こうした背景には、ストーカー事案に対する社会的な関心が高まり、被害者等から積極的に相談や届出がなされたことや、各都道府県警察が積極的な事案対応に努めていることもあって考えております。

次に、被害者と加害者の性別でございますが、被害者の約89%が女性、加害者の86%が男性となっております。

次に、被害者、加害者の年齢別では、被害者は20歳代が最も多く、加害者は30歳代が最も多くなっています。また、両者の関係を見てみますと、元を含む交際関係が約50%で最も多く、内縁や元を含む配偶者を加えますと約6割を占めており、以下、知人、友人、職場同僚等の順となっております。

次に、動機ですが、ストーカー規制法に抵触する動機によるものが約90%、被害妄想を含む精神障害や職場・商取引上のトラブル、その他の怨恨等、ストーカー規制法に抵触しない動機によるものが約3%、不明が約7%となっております。

また、行為態様別ですが、複数計上になっておりますけれども、つきまとい・待ち伏せ等が約52%で最も多く、以下、面会・交際の要求が約47%、無言電話・連続電話・メールが約30%等の順となっております。

次に、検挙状況ですが、ストーカー事案の刑法・特別法犯検挙件数は1,872件で、前年比45件減少。ストーカー規制法違反検挙件数は677件で、前年比64件増加しましたが、相談件数等の増加等に伴って、いずれも平成24年以降は高水準で推移をしております。ちなみに

刑法・特別法の検挙罪名では、脅迫が362件と最も多く、全体の約19%を占め、次いで住居侵入が315件、傷害が197件等との順となっております。

次に、ストーカー規制法の適用でありますけれども、警告は3,375件で、前年比204件増加し、法施行以後最多。禁止命令等は145件で、前年比4件減少となっております。

次に、警察本部長等の援助申出の受理状況ですが、件数は8,139件で、前年比490件増加し、法施行後最多となっております。援助の主な内容としては、被害防止のための適切な措置が最も多く、その主な内容としましては、記載のとおり、住民基本台帳閲覧制限事務に係る支援や110番緊急通報登録システム増えの登録等でありまして、次に、被害防止措置の教示、被害防止に資する物品の教示、貸与等の順となっております。これらはいずれも複数計上であります。

次に、ストーカー規制法に基づかないその他の対応についてですが、これも複数計上となっておりますけれども、総数は3万9,817件でございまして、前年比1,447件増加をし、これも法施行後最多となっております。その主なものとしましては、グラフに書きましたとおり、被害者への防犯指導や加害者への指導警告、パトロール等の順となっております。

次に、配偶者からの暴力事案等への対応ですが、ストーカー事案と同様、危険性、切迫性を判断した上で、被害者等の安全確保を最優先に処理方針、処理体制を決定し、刑罰法令を積極的に適用して加害者を検挙するほか、配偶者暴力防止法に基づく対応として、ストーカーと同様、援助を受けたい旨の申し出に基づく警察本部長等による援助、裁判所による保護命令が発せられている場合において違反を認知した場合には、保護命令違反での検挙。その他の措置として、被害者等の公的シェルター等への避難措置や防犯指導、GPS機能付き緊急通報装置や防犯カメラの貸し出し、相手方への指導・警告、パトロール等、身辺の警戒等を行っております。

次に、配偶者からの暴力事案等への対応状況について、御説明をいたします。

配偶者からの暴力事案等の相談件数は6万3,141件で、前年比4,069件増加し、法施行後最多となりました。その背景には、ストーカー同様、配偶者からの暴力事案等に対する社会的な関心が高まり、被害者等から積極的に相談や届出がなされたことや、各都道府県警察が積極的な事案対応に努めていることがあるものと考えています。

また、平成25年の法改正に伴いまして、平成26年1月3日以降、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手方からの暴力事案についても計上しているという点もあります。お手元の資料では緑色の線で示したのが生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手方からの暴力事案を加えた総数であります。ちなみに平成27年中の生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手方からの暴力事案は9,226件で、前年比1,824件増加いたしました。

次に、被害者と加害者の性別を見てみますと、被害者の約88%が女性、加害者の約88%が男性となっております。

次に、被害者、加害者の年齢別では、被害者は20歳代から40歳代、加害者は30歳代から40歳代が多くなっています。また、両者の関係を見ますと、婚姻関係及び婚姻関係解消後が約76%と最も多くなっております。

次に、検挙状況ですが、配偶者からの暴力事案等の刑法・特別法犯検挙件数は7,914件で、前年比1,039件増加。配偶者暴力防止法に基づく保護命令違反の検挙件数は106件で、前年比14件減少しましたがけれども、ストーカーと同様、相談等件数の増加等に伴って、いずれも24年以降は高水準で推移しております。ちなみに、刑法・特別法犯の検挙罪名では、暴行が4,091件と最も多く、約52%を占め、次いで傷害が2,963件、約37%等の順となっております。

また、お手元の資料では水色の線で示したのが生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手方からの暴力事案の検挙件数を加えた総数でありまして、27年中の生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手方からの暴力事案での検挙は1,431件で、前年比393件増加しております。

次に、警察本部長等の援助申出の受理状況ですが、件数は2万1,642件で、前年比901件増加し、これも法施行以後最多となっており、援助の主な内容としましては、住所等を知られないようにするための措置が最も多く、被害防止措置の教示、被害防止交渉に関する助言等の順となっております。これらはいずれも複数計上でございます。

次に、配偶者暴力防止法に基づかないその他の対応についてですが、これも複数計上ですが、総数は14万3,801件で、前年比3,854件増加をし、法施行以後最多となっており、その主なものとしては、防犯指導・防犯機器の貸出し、保護命令制度の説明、加害者への指導警告等の順となっております。

次に、平成27年中の私事性的画像記録に係る事案、いわゆるリベンジポルノ事案への対応状況について説明いたします。

恋愛感情等のもつれに起因して別れを切り出したところ、交際中に撮られた性的な動画や写真がインターネットの掲示板に投稿されたり、写真がばらまかれたなどの、いわゆるリベンジポルノ事案に発展するケースが見られ、被害者やその家族にとって深刻な問題となっておりまして、平成26年11月に私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律が施行されました。この法律では、第三者が撮影対象者を特定することができる方法で私事性的画像記録物を不特定者もしくは多数の者に提供し、または公然と陳列する、いわゆる公表行為や、その前段階であります公表目的提供行為を処罰対象としております。

まず、27年中のリベンジポルノ事案の相談等の件数は1,143件で、ちなみに平成26年中は法律の施行日である11月27日から12月31日までで110件でありました。

次に、被害者と加害者の性別を見ますと、被害者の約91%が女性、加害者の約89%が男性となっており、加害者の性別が不明というものも約6%ありました。

次に、被害者、加害者の年齢ですけれども、被害者の約58%が20歳代以下であるのに対し、加害者については20歳代から30歳代が多く、被害者と比較して年齢層が高いという特

徴が見られます。加害者の性別や年齢が不明であるものについては、インターネットを通じて知り合った相手であるものが多いと考えられます。また、被害者と加害者の関係では、交際相手（元を含む）が最も多く、約63%、次に多いものが知人友人でネットのみの関係というものも約11%となっており、インターネットを通じて被害に遭うことが多いこの種の事案の特徴があらわれていると言えます。

次に、相談内容ですけれども、これも複数回答ですが、「画像を公表すると脅された」が最も多く、約44%、次に「画像を送りつけられた」が約21%、「画像を公表された」が約16%となっており、これら以外で「画像を所持されている、撮影された」が約30%となっております。

次に、警察の対応状況ですけれども、相談等を受けた1,143件のうち、私事性的画像被害防止法違反で53件を検挙、脅迫罪、児童買春、児童ポルノ禁止法違反等、他の刑法・特別法犯の適用により250件を検挙したほか、被害者に対しましては画像の削除依頼方法の教示や画像を撮らせない、送らないなどの防犯指導・助言、加害者に対しては画像を削除するよう注意・警告等により被害の未然防止、拡大防止に努めてきたところでございます。

最後に、今後の取組ですけれども、その1は、被害者等の安全確保を最優先とした加害者の検挙、被害者の保護措置等の組織による迅速・的確な対応を引き続き推進することとしております。

その2は、被害者等の一時避難経費等の活用及び被害者の安全確保のための関係機関等と連携した取組を推進することとしております。

その3は、諸外国の取組等を踏まえたストーカー加害者に対する精神医学的・心理的アプローチ等、加害者の更生に向けた関係機関等との連携を推進することとしております。

以上、平成27年のストーカー事案、配偶者に対する暴力等事案の対応状況について説明させていただきましたけれども、我々、人身安全関連事案に携わる警察職員一人一人が何としても被害者を守るという強い意識を持って事態対処に当たってまいりますので、引き続き皆様方の御協力、御支援のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○辻村会長 どうもありがとうございました。

詳細な御報告をいただきましたが、委員の皆様の方から、ただいまの御説明に対しまして何か御質問とか御意見がございましたら、よろしくお願ひいたします。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 すみません、幾つかあります。

まず5ページ、ストーカー被害者等の一時避難、婦人相談所等の一時保護実施状況や実態はどうなのか。

次に同頁6番目◆の3つ目、調査研究、いわゆる精神的・心理的な手法に関する調査研究の進捗状況をわかる範囲で教えてください。

15ページ、配偶者、DVの事件ですが、受理件数の中で身体に対する暴力が主な相談と

いうところがどれぐらいあるのか。

18ページ、刑法犯・特別法犯の方々が平成25年から急増しています。それに比べて、保護命令がかなり低い推移をしておりますが、警察の方はこの動きをどのように分析されているか。

以上の点をお願いします。

○辻村会長 よろしくお願いいたします。

○警察庁（野地室長） ストーカー総合対策の2番の一時保護の関係なのですが、これは27年度から一時避難に関する予算措置を講じまして、補助金で各都道府県に配付するという形になっておりますので、警察のほうで一時避難ということで幾つの数をしたのかというものは今後とっていきたいと思うのですが、これまでも措置につきましては、婦人相談所あるいは民間のシェルターの方、そういった方々に御協力等をいただいて一時避難の措置をとったり、あるいは犯罪被害者給付の絡みで支援の費用を使って一時避難、ホテル等に避難していただくという措置等もございしますが、その数については把握してございません。

あと6番目の加害者のアプローチの施策の進行状況ということについてのお尋ねであります。精神医学的・心理学的アプローチにつきましては、26年度、27年度の2カ年度で行った事業でありまして、このうち、つきまとい等、文書警告を受けた加害者に対する追跡調査というものもやっております。その結果、これは平成26年10月15日から同年の12月15日までの間、警視庁及び関東管区警察局内の10の県警察において、ストーカー規制法の文書警告を受けた176人について分析をいたしました。この分析をして、さらに27年12月25日までの1年間の間に再度またストーカー行為を行った、つきまとい等を行った者がどれだけいたかというのを調査しているのですが、それは176人のうち実刑となった4名を除く172名がおりますが、そのうちの19名、割合にすると11%が再発をしたという状況になっております。こちらの調査研究事業につきましては、警察庁のホームページに27年度の調査研究結果がかなり細かい数字まで示してございますので、後で御覧いただければと思います。

15の暴力事案の関係についてのお尋ねであります。配偶者の暴力事案関係についてですが、やはり24年から暴行あるいは傷害という事案あるいは脅迫というものが増えております。例えば傷害であれば平成23年が1,142件でしたが、24年には1,942件ということで800件増えております。暴行につきましては、23年が975件でしたが、24年には1,609件ということで、これも600件、脅迫については27件でしたのが121件ということで100件近く増えておりますが、やはりこれは24年以降、警察としましても、こういった事案について厳格に対処するというので取り組んできたということもありまして、より軽微な被害の段階であらゆる刑罰法令を適用してきたということがございまして、増加しているというように考えております。

あと相談の中で、注1に身体に対する暴力と脅迫等を受けた者という、そちらは区別し

てとってはおりませんので、わかりません。

あと18のところの関係で、保護命令のお話をされましたけれども、検挙の中でも保護命令違反の検挙が昨年は減ったのでありますが、警察のほうで裁判所から通知を受けました保護命令の数も減少しているというようなこともありまして、これは警察の初期的な段階での相手増えの警告とか、そういったものがある程度加害者に響いて保護命令を発するまでに至っていないということも要因としてはあるのかなと思いますけれども、以上でございます。

○辻村会長 ほかにいかがでしょうか。

森田委員、どうぞ。

○森田委員 14ページですけれども、ストーカーにもありますが、左から2番目の意思決定支援手続、危険性判断というところです。ここでは實際上、被害者の意思をどのように相談をしているのかということや、ほかの被害者支援の機関とどのように連携をとっているのかということをお教えください。

○警察庁（野地室長） こちらにつきましては、被害者の方が相談に来た段階で、どういった警察の取り得る措置というものを教示いたしまして、あなたはこういったものを望みますかというところの段階での意思決定でございますので、その段階で、こちらからどちらの機関に何かをつなぐということはその時点ではしておりません。

○森田委員 私は必要だとは思いますが、その後も含めて、例えば検挙してまたいわゆる犯罪事案とならなかった場合や、被害者支援法案の警察という単位では一生懸命やってくださっていることはよくわかるのですが、そこと被害者支援との連携ということについては、どのようにされているのでしょうか。

○警察庁（野地室長） 警察以外の対応ということで、専門の行政機関を紹介してほしいということになれば、DVセンターだとかNPOとか、そういった方々に対する機関を紹介しておりますし、あるいは保護命令の申し立てをしたいというのであれば裁判の手続などについても教示しております。

○森田委員 直接的にそういう被害者支援機関とやりとりをして事案に、もちろん、本人が絶対それをしてくれるなど言えば別でしょうけれども、そういうことについて実際上、どのようにそれを進めるのかということについては話し合ったり、体制を組んでいるのでしょうか。

○警察庁（野地室長） それはやっております。

○警察庁（篠崎課長補佐） 具体的に、例えばこういう人がDVセンターに行きますよということで直接連絡するようなきめ細やかな連携する指示はしております。

○森田委員 わかりました。

○辻村会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

柿沼委員、どうぞ。

○柿沼委員 これは全国ですが、都道府県別とか外国人、要するに日本に住んでらっしゃる外国人とか、そういったようなもう一つ別の調査もあるのでしょうか。

○警察庁（野地室長） 都道府県別にストーカー、DV事案、あるいはリベンジポルノの関係の統計はございます。ただ、外国人につきましては、特にそういった統計はっておりません。日本人でも外国人でも対応しなければならないというのは一緒ですので、外国人の統計は特にっておりません。

○柿沼委員 細かいものというのはいただけますか。

○警察庁（野地室長） はい。後ほど。

○辻村会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○大塚審議官 すみません、事務局の男女局の大塚と申します。

1点、お伺いしたいのですが、20ページの暴力事案のその他の対応の内訳の推移がございまして、これを拝見しますと、緑の線の加害者への指導警告という件数がここ4～5年あたりで3倍ぐらいと大きな伸びになっているかと思えます。恐らくいろいろ警察として、こういう加害者側にもいろいろアプローチを強化していこうという1つの現れかというように推測しますが、一方で、若干気になりますのは、これで加害者側が割とすぐに、わかりました、気をつけますと言っていただければいいかもしれないのですが、加害者側にこういうことをすることでかえって神経を逆なでしたり、結果的に被害者のリスクが高まってしまうような可能性もあるかなという気もするのですが。その一方で、被害者への安全最優先ということを常に掲げられているということとの関係というのでしょうか、その点、何か気をつけられていること、あるいは具体的にこういうことをこの加害者の指導の裏で合わせてやっていますとか、何かそういうことがあれば教えていただけますでしょうか。

○警察庁（野地室長） 加害者の指導・警告ですけれども、これも被害者の方、相談される方の意思というものを当然尊重しないと、本人としては話し合えばわかってくれるだろう、ただ、今、暴力があるのをどうしたらいいだろうかというような相談のときに、被害者、相談者の意向を無視して警察が勝手に指導・警告ということになればとんでもない話になってしまう場合もありますので、やはりこういうことで警察が旦那さんに注意なり指導したほうがいいですかというものを確認しつつ対応しておりますので、そういった問題というのは特には起きておらないと思います。やはり被害者の方の心情に立ち至って判断して現場で動いているということでもあります。

○辻村会長 よろしいですか。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。時間の関係もあります。

私、1つだけ。今日お示しくさせていただきましたグラフはみんな右肩上がりです件数が増えておりますということでございます。18ページも20ページも19ページもそうでございますが、この件数だけの調査なのか、それとも例えば刑法犯の中で殺人の割合が増えましたとか、

脅迫とか住居侵入が多いというお話でしたけれども、その比率とかが著しく何か特徴を持って変化しているのかとか、そういう結果はいかがでしょうか。

○警察庁（野地室長） こちらにつきましてもホームページに全て発表してございますので、後ほどご覧いただければと思います。

○辻村会長 何か御報告していただけるような特徴的なことはありますか。凶悪化、我々、ニュースだとか何かだと最近凶悪化している殺人が多いとか、そういう印象を持たれている方が多いかと思いますが、その辺はいかがですか。

○警察庁（野地室長） 御指摘のあった殺人事件、ストーカーで見ますと、平成25年から申し上げますと、既遂が2件、未遂が13件、26年は既遂が5件、未遂が9件、去年は既遂が0、未遂が11ということで数字的には大きく変動はないのですが、去年は既遂が0、未遂も減ったということで、重大な事案に至ったものが去年はなかったというようなこと。あとは、先ほど話しておりますけれども、事案関係では我々の方とすれば適用法令を駆使して対応していますので、より軽微な事案であっても対応しているという状況です。

あと配偶者暴力の関係につきましては、やはり暴行が非常に前年と比べて1,800件ほど多くなっておりますし、殺人についても既遂は3件ということで、これはここ数年3件ずつという状況で、殺人についてはそんなに大きく変わっておりませんが、こちらの割と軽い犯罪で警察が対応をしているというような状況がございます。

○辻村会長 ありがとうございます。

他にございますか。ホームページ等に報告があるということですので、我々としたしましては、今後精査させていただいて、何かありましたら追加的に質問をさせていただくことにしたいと思っております。お忙しいところ、ご報告いただきまして、どうもありがとうございました。公務の御都合ということで御退席されるということでございます。

（警察庁関係者退室）

○辻村会長 よろしいですか。それでは、次に配偶者等に対する暴力の加害者更生の問題です。加害者更生に係る実態調査研究事案の研究結果について、事務局から説明をお願いいたします。

○小林暴力対策推進室長 それでは、資料4-1の1枚紙と資料4-2の冊子です。

資料4-1を御覧いただきたいと思いますが、加害者更生に係る実態調査でございますが、平成16年、17年あたりに試行のプログラムをやる等々、調査研究を積み重ねていたのですが、その後、加害者更生というよりもまずは被害者の保護を図るということで、加害者対策という側面のほうに取り組んでここ10年弱、平成20年ぐらいからしばらくは加害者対策というところでやってきたところがございますけれども、最近、加害者プログラムの民間の方々の取組等々が非常に進んできているということもございまして、あと現場におきましても、被害者の保護が最も優先されるものではございますが、被害者の保護を図っていく観点からも加害者の更生を図ることが非常に重要であるというような認識も広まっているという状況を踏まえまして、再度、この問題に取り組んでいくということで調査を

平成27年度に行ったところでございます。

具体的には調査概要にございますけれども、都道府県、政令市に対するアンケート調査、あとヒアリング調査ということで、加害者更生プログラムを実施されている4団体、あと被害者支援団体3団体にヒアリングを行いました。それを踏まえまして検討委員会、有識者6名の方、今日は後ほど御説明いただきます有志の方3名を含めまして6名の委員の方に議論をいただきましてまとめたところでございます。

具体的な内容でございますが、まず自治体に対するアンケート調査でございます。ここはまず加害者更生に関する調査研究の実施の有無。行っている、またはかつて行っていたというところは4.5%、行っていないが95.5%という状況になっています。

調査研究がさらに進んでプログラム自体を実施している、実施していたのは1.5%と非常に少ない状況になっております。その理由を聞きましてところ、加害者更生に関する情報が少なくてどのような取組を行ってよいか不明だというもの。あと自分の管内の中に加害者更生に関する専門家、民間団体がいないためという回答が主なものでございます。

続きまして、加害者更生プログラム実施団体及び被害者支援団体からのヒアリング調査でございます。どういった加害者プログラムを実施されているかというところの特徴でございますけれども、加害者が誤った価値観で思っているということをも自分で認識して、暴力によらない関係づくりを学んで実践することができるように教育プログラムを組んでいる。具体的にはグループで、それぞれ自分で気づけるようにそれぞれ発表するとか、人の話を聞くとか、そういうことを繰り返し行うことで気づいていくというようなことをされているところが大半でございます。

加害者プログラムに参加している動機というのが、加害者側の主な動機としては、被害者から要請を受けているというものが多くところが特徴でございます。被害者からプログラムに参加してほしい。プログラム参加後の態度の変化によって婚姻なり生活を一緒にすることの継続を判断したいというようなことを言われて参加しているというものが特徴的でございます。もちろん本人が、パートナーが出ていってしまっただうしたものかということでもいろいろ調べてこられているケースもあるように聞いております。

次に、被害者のニーズの方でございますけれども、別れたくはないけれども、暴力は当然論外なので変わってほしい。暴力さえなければ一緒に暮らしたい。加害者プログラムに参加させたいということでございます。これまでの対策ということは、まず被害者を保護するということが最優先は当然であります。その中で加害者から切り離す、引き離すということをやっていますけれども、被害者の中には、今、申し述べたように、変わってくればまた引き続き暮らしたいというようなニーズも一定数あるというのもわかってきたところでございます。

ヒアリングの中で主な問題点、課題ということでございますけれども、まず、加害者プログラムをされている団体の方からいただいているものとしては、加害者の責任に関する社会の認識が低い。あといろいろな団体でそれぞれ工夫してプログラムをやっていただい

ているのですけれども、ある程度取組が方々で進んでくるとプログラム実施の基準の策定であるとか、プログラムを実施する実施者の養成が重要になってくるという御指摘をいただいております。

被害者の支援団体からは、その逆の話になるのですが、任意で参加する参加者につきまして、どれだけプログラムの効果があるのかというような懸念。あとは加害者が離婚調停等を優位に進めるための手段として悪用するという危険性があるのではないかということ。あと加害者プログラムをどういう体制でどういう位置づけでやるのかということが明確化するのであれば、そういうものは必要であるというような御指摘をいただいております。

以上を踏まえまして、今後期待する取組ということでございますけれども、まず1つは、加害者プログラムの実施状況等の周知でございます。これは先ほども被害者支援団体の方からありましたように、まだまだ加害者プログラムに対する若干否定的なイメージというものがあるのですが、今、実際どういうことが行われているかというようなことについて、きちんと調べてまたそれを発信していくということによって、正確に認識をいただくということが非常に重要である。

その次の点でございますが、加害者責任の明確化及び被害者支援の一環としての位置づけというものでございます。これは冒頭も御説明申し上げたように、被害者の保護、支援というのが一番大事であるところでございますけれども、そのためにも加害者に対する対応は必要だということで、しっかりきちんと位置づけていく。その位置づける前提として、当然加害者に責任があるということも明確にしていくことが望ましいのが2点。

あと残り3点であります。リスク・アセスメント。これはプログラムを実施するに当たってはリスクの管理が必要ですので、ちゃんとアセスメントをする必要があるということについての御指摘。

あと先ほども団体の方からの指摘のところで述べましたけれども、プログラムの基準とか人材育成が必要だというようなこと。あと加害者更生に対する社会の認識、暴力を容認しない認識、社会の認識が必要だということについて御指摘いただいております。

以上でございます。

○辻村会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、この実態調査研究事業の検討委員会がございまして、その有志の皆様方に来ていただいております。このDV加害者対応についての喫緊の課題というテーマで御説明をいただくということになっております。よろしくお願いいたします。

○検討委員会有志（信田） ありがとうございます。

検討委員会の一員でありました信田と申します。よろしくお願いいたします。今日はこのような機会を与えていただいて、本当にありがとうございました。

今の内閣府からの報告書の概要と先ほどの警察庁からの御発表、大変いいタイミングだったと思うのですが、余りに認識の落差というものを感じざるを得ない。つまり、警察庁のほうは加害者対応に非常に積極的になっている。そのことがマスメディアを通して、今

年度に入ってから4月1日NHKニュースで流されている。そういう中で一般の人々が、DV被害者支援というのは警察がやるものだというような認識が生まれてしまわないのか。それが私の一番率直な危惧なのです。

もう一つは、民間の相談機関であります原宿カウンセリングセンターが、警察庁の先ほどの20ページと18ページともう一つ、相談検挙の図がありましたね。それを見ますと、平成25年度から26年度にかけて検挙者の数が激増していますね。そのことと特に警視庁がストーカー対策の延長で、DVの中でもストーカー化しやすいDVに絞って検挙して、その中の一部に関しては拘留後、御本人の同意を得て私たちの原宿カウンセリングセンターでのカウンセリングを勧める。それに当たっては、警察庁担当者が同行して終了まで待機して、さらに同行して帰る。こういうような政策が試行的に今年の4月から4月30日までの1カ月間実施する、今後延長していかれると思うのですが、そういうものが実際に始まっている。そういうときに先ほどの加害者プログラムの効果とか、その弊害と言っている時期なのか。つまり、警視庁の動きがこのようになってきているときに、本来DV被害者支援を責任を持ってやってきた内閣府、もしくは私たちも含めて、もう少し加害者プログラムについて積極的に基準とか、こういうことをやっていくべきだというような提案をしないと、警視庁の動きに私たちが飲み込まれてしまうのではないかという危惧を非常に抱いております。

私は民間のNPO法人代表としてDVの加害者更生プログラムを12年にわたってやってきておりますが、その中で同居例に対して、もう一つは、ストーカー化するとか保護命令の出ている方も扱っておりますけれども、一定程度の実績を出しており、リスク・アセスメントの実施も行っています。カナダやオーストラリアでは加害者更生プログラム自体が既に大前提になっていて、それをどうやって効果的にリニューアルするかという段階に入っているのに、いまだに私たちにとってみますと、加害者更生プログラムがどのように展開していくかという見通しがない。調査はされるのですが、一体それはどうなのかということと、もう一つは、基準が示されないと非常に乱立して、中には私たちから見て少し危険かもしれないというようなプログラムが出るおそれがある。ですから、そういうこともやっていただきたいと思っております。

もう一つは、今日、お二人と一緒に委員だった田村さんと納米さんの方からこれからお話をさせていただくのですが、実際に現場ではこのような警視庁の動きによって、先程も1つ御質問がありましたけれども、実際の被害者支援もしくは被害者が警察に次には逮捕だぞと言われることで起きる1つの危険な事例などが幾つかあるということで、そういうことも少し発表していただいて皆さんに問題提起したいと思っております。

○検討委員会有志（田村） では、事例について紹介させていただきます。

私は一般社団法人のウェルクの田村と申します。

ウェルクは東京で活動しているDVの民間の被害者支援団体を緩やかにつないでいる中間支援組織で、そこで支援者が当事者から聞いたケースを御報告いたします。

去年4月から今年の3月までにあった事例、その中で3つ出してあります。先ほど加害者への指導・警告が増えている中で被害者支援はどうなのかという御質問がありました。まず1つ目は、被害者からの被害届なしで加害者が拘留されたというケースです。

40代の夫と専業主婦の妻で都内に在住ですけれども、お子さんが小学校4年の男児と2歳の男の子。上のお兄ちゃんは妻の連れ子でした。3年前に結婚した当初から夫の暴言がひどくなり、ささいなことで口喧嘩が続いていた。去年の3月頃から殺してやるとの暴言に加え身体的な暴力も加わった。子供たちの目の前で妻の髪をつかんで床にねじ伏せる、グーで殴るふりをして目の前で止める、妻に物を投げつける、妻と子供の物を家の外に投げ出す等の行為をしたことで周囲の方が通告し、月に1～2回警察が来て事情を聞かれた。そこでDV相談をできる場所があるという情報提供はされてはいたのですが、妻はその情報提供の意味がよくわからないまま、こういった暴力が続いていた。そして6月になり、何度目かに周囲の方が警察を呼んだときに、妻は被害届を出していないが、警察は夫を連れていった。夫は3日間、警察に留め置かれ戻ってきた。その後、激しい口論になり妻に物をぶつけ、妻と子供を家から追い出した。長男が、「もう本当にこういう状態はひどい。お父さんに殺される前に僕がお父さんを殺す」と言ったので、妻が警察から聞いていた相談機関に連絡し保護されたというケースです。

2つ目は、面前DVにおける警察の対応になると思います。2016年、今年に入ってからケースです。40代の夫と40代の専業主婦、未就学児の子供がいる家族で起こったことで、夫は自分の思い通りにならないと物を投げる、激しく怒って暴言を吐く。夫から物を投げられて、妻は何度かけがをしている。夫の言動に悩み警察に相談に行ったところ、まず子供への虐待が疑われ、同伴した子供の服を脱がされて検査をされた。夫の暴力について相談に行ったのに、自分が子供の虐待者扱いを受けたと妻は言っていました。

その後、警察が連絡なしに家に来て、あなたは数回かけがをしているし、子供の目の前で夫は暴力を振っている。逃げなければだめだ。暴力が続くようなら夫を警察に連れていくと言われた。妻は、夫が不在だったからよかったけれども、これが在宅だったら本当にぞっとすると言っていました。妻は警察に夫の暴力を止めてほしいだけだと言っていました。その後、被害者支援の相談につながったという面前DVの事例です。

3つ目は、警察が妻に連絡なく夫に忠告をしたというケースです。これも今年に入ってからです。東京近県で、30代の夫と妻、1歳未満の女兒の例です。結婚後、夫の束縛が激しくなり、子供が生まれてからは、子供が泣くなど夫が気に入らないことがあると妻にことごとく当たり、物を投げたり、殴るようになる。そして、投げたものが子供に当たりそうになり、怖くて警察に相談した。すると、妻に連絡なく警察が直接夫に、暴力を振るってはいけなくと忠告した。帰宅した夫が、警察から注意を受けたことで激昂し、激しい暴力を振るったため、妻は都内の実家へ逃げた。そこで母親から相談に行ったほうがいいと言われて相談につながったケースです。

先ほどの警察庁のお話のように、警察は本当に積極的に動いてくださっているというこ

とは現場にいてわかりますし、以前とは違う対応だと思っています。しかし、警察の加害者への忠告や対応と被害者支援のところが足並みがそろっていないのではないかと思います。また警察は、情報提供していますよ、こういうところに相談に行けばいいですよと教えてください。けれども、被害者は暴力の過中で言われても、その相談の意味や情報が自分にとってどういうことかわからないことが非常に多いのです。私たちの現場では、まず警察に相談に行った方や警察がやってきて初めて情報提供をされた被害者は警察以外の相談機関につながっていないことが多いように思います。

そのような被害者は夫の暴力を止めてほしいということで警察に行っているということが多く、身の安全や今後の対策に意識や気持ちが向いていないと現場サイドでは思っています。ですので、この加害者対応の動きと被害者の安全を考えた支援の連携というものが具体的にないといけないと思います。

相談というのは、社会的な出会いと言われます。社会的に出会うということは、相談することで会えなかった社会に出会うこと。つまりDVの場合、自分が暴力の被害者であり、その状況に対して一緒に考えサポートを受けられる社会に出会うということだと思います。本当に出会うためには、そのことを目の前の相手に伝わるような言葉をもって言えることが必要ではないでしょうか？そして、そうした言葉が言える専門性を持った人たちが尊重されていく。そういう前提があつての被害者支援の連携を望みたいと思っています。

○検討委員会有志（納米） 信田先生と田村さんと一緒に調査の検討委員を務めさせていただきました納米と申します。

職場は、公益財団法人の横浜市男女共同参画推進協会というところで働いております。私どもの組織では、横浜市のDVセンターの機能の一部を担っており、その現場にいる者です。

私からは、皆様のお手元に「ケースワークレベルでの警察と被害者支援機関の連携モデル案」というペーパーを配らせていただいたと思うのですが、これについて提案させていただきたいと思います。

例えば年に2回の協議会があるとか、月1回ペースでの連絡会、これは多くのところでされていると思うのですが、もっと個別具体のケースレベルで警察での加害者対応のラインと被害者支援のラインというのが緊密に連携していかないと、先ほどの事例のような危険なことが起こってしまうというのがこのモデルを提案させていただく趣旨です。また、警察のほうでは、加害者については、同意をとった上でということですが、専門機関のカウンセリングにつなぐという事業もすでに始まっているということです。

また、被害者支援のほうについても、公的支援だけではなくて民間団体ももちろん支援にかかわっていると思います。ケースレベルで警察、配暴センター、加害者へのカウンセリングを行う機関、民間で被害者の支援をする機関、この4つが情報共有をして連携し合っていて動いていかないといけないのではないかと思います。さらに面前DVのケースについては、兇相とも連携して情報共有していくということが必要になっていくと思います。

DV法の9条には機関連携のことが書かれていますし、第4次の基本計画にも関係機関の連携ということの言及があります。これを実質レベルで再徹底していただきたいと思います。

また、加害者プログラムのレベルということなのですが、つい最近なのですが、横浜でも個人開業をしている相談機関が加害者へのサービスを提供するというようなことを書いてあるホームページを発見しまして、加害者へのアプローチが進んでいくと、各所でそういったような動きも起こってくるのではないかと。やはりこれは基準を徹底して実施者を養成していかないと、危険なことが起こるといことも危惧しております。

私どもからの説明は以上です。

○辻村会長 ありがとうございます。

お忙しいところをお越しいただきましたけれども、それでは、ただいまの御説明に関して、委員から何か御質問等ございますでしょうか。

柿沼委員、どうぞ。

○柿沼委員 教えていただきたいのですが、実際に先ほど3例がありましたが、その加害者の3人の方は暴力をしないような普通の形に更生をなさったのですか。

○検討委員会有志(田村) これは加害者プログラムとかにつながったケースではなくて、被害者からの聞き取りであって、それぞれの加害者はその後の対応というのはされていません。

○柿沼委員 内容を聞きまして、割合身近にあるケースで特別に思ったわけではないのですが、加害者を気づかせて更生をなさったという実例があったら教えていただけますか。

○検討委員会有志(信田) それはいっぱいあります。

○柿沼委員 要するにどのようなことか。

○検討委員会有志(信田) どういうことをもって、つまりそれは被害者がこれはもう安心して暮らせるということが更生というようにお考えですね。

○柿沼委員 本人が暴力についてや、女性・子供の人権が対等なものであることなどに気づきしっかりと暮らしていける日常になるということだと思います。

○検討委員会有志(信田) それは例えば原さんなどは加害者更生もやってらっしゃるので、今の御質問に対してどうですか。委員のほうで、私が答えるのか、どちらでもいいのですが、加害者更生についてここで話すという時間も、後でちゃんと柿沼さん、話します。効果はあります。今の日本の被害者支援の中では効果がないという調査が出回っていますけれども、森田先生、その辺はどうですか。また委員に振ってしまってすみません。

○森田委員 加害者更生は具体的には効果があると思っています。もちろん、効果のない人もいますし、効果があるというのも枠組みとセットにしないといけないと思うのです。だから、自分の暴力について考えるようになって、そのことをずっとモニターしていくようなことができる人がいるというのは確かに確認しています。

だから、全く何もなくなるということを最初から考えてしまうと、それこそ鬱病でも何

でもそうですけれども、全く何もなくなるような治療法というものは正直聞いたことがないとか、更生するという事について、もう現実的に全く別人になるというようなことを初めから想定してしまうのだったら、そのことは不可能であると思いますし、被害者支援を成り立たせていって、その加害的な人を減らすための一つの手段ですね。そこは完全に治るのかと問い詰めて、治らないのならやめろというような話になってしまいがちなのです。それはむしろ期待し過ぎだと思います。例えばどういふことを加害男性に求めていくのかを示すということについては、ある程度成功していると思うのです。それ自体、何もしていないで誰も加害者の人に何も言いにいっていない、ただ切り離して、誰にもどうしろと言われぬまま社会にずっと続けているというのが今の状況で、それは本当に何もしなければ何も変わらないので、そういう状況はよくないと思います。効果の有無ということもありますけれども、まずそういうことを伝える場が必要だということは確実に言えると思います。

○検討委員会有志（信田） すみません、委員に振ってしまって。そういうことだと思います。

○辻村会長 ほかに何か御質問はございますでしょうか。

どうぞ。

○森田委員 先ほどの警察庁の説明と非常に食い違うわけですが、やっていますと言われると何も言えなかったのですが、実際、先ほどの3つの事例というのは、どういふことをすれば防げそうですか。納米さんの出されているモデル案というものを実際にしばらくどこかで実験的にいふか、今でもこれはできる案だと思うのですが、どういふことが確認されれば先ほどのような3つの事例が生じないのかということについては、どのようにお考えでしょうか。

○検討委員会有志（田村） 被害者支援の立場からは、先ほど警察庁は意思決定の手続の説明とか危険性の判断をするとかということをやっているとおっしゃっていて、やっているケースもあるとは思いますが、本当に個々のケースでは十分にされていなかったり、本当に修羅場で被害者の頭が真っ白になっていて、何も入っていかない状況が起こっているわけです。

そうした状況で情報提供しましたと言われても、被害者は自分の気持ちはどうなのか、揺れ動いています。本当にどうしていいか判断もできません。そういう中できちんとした相談、被害者が相談支援につながっていくようサポートする専門の相談員や支援者が必要ではないかと思ひます。ですので、納米さんが出してくださったような実質的な連携というものを期待したいです。ただここに行けばいいですよと言っても、行く意味がわからない当事者にとっては、聞いただけで終わってしまう。なので、第1例でも子供が父親を殺すと言ったから初めてこれはだめなのだと思ひたというぐらひの当事者の気持ちがあるという現状だと思うのです。そうした状況を踏まえて実質的な連携というのはどういふことなのかを考えたいです。例えば、具体的なケースで連携してみる試験的なモデル事業など

が必要なのではないかなと思います。

○検討委員会有志（信田） 私たちは民間の相談機関でDV被害者のグループもやっているのですが、今、現実にそういう事例というか加害者の方が来たときに私たちは何をやるかと思っているかということ、1つは、リスク・アセスメント。つまり、この人はどれくらい危険度があるか。やはり正直申し上げて、警視庁の方も一応チェックしてから御紹介いただくのですが、大変緩いチェックで4項目しかないのです。これはリスク・アセスメントにはなりはしないだろうというのが私の正直な感じで、それを今、カナダなどで行われている、今日いらした警察庁の方も一部その翻訳は持っていらっしゃいますが、SARAとかSAMといったようなリスク・アセスメントを私たちが行き、同時に、彼に対して、あなたはDV加害者としてここで変化するためのプログラムやカウンセリングを受ける動機づけをする。その人たちを取り組まなければいけないという気持ちにさせる動機づけをやる。つまり、リスク・アセスメントと動機づけを私たちがやります。

もう一方で、可能であれば被害者と連絡をとります。その方たちがどのような変化を夫に望んでいるか、そして実際の被害の状況はどうだったのかということをしてできれば私たちは被害者ともコンタクトをとって、今後の加害者への対応に生かしていきたいと思っています。

私たちが12年やっている加害者プログラムは、必ず被害者との連絡をとるということが条件になっておりますし、どんなプログラムかを彼女たちが知らないで、そして、どんなカウンセリングを彼らが受けているかを知らないで、被害者の安心感は全然警視庁に拘留されてカウンセリングを紹介されただけでは、彼女たちはちっとも安心できないので、私たち自身が被害者とも連絡をとってやっていくということを考えています。ただ、私たちは民間なので、それを全部自前でやってしまうということに問題も感じておまして、実際の地域の被害者支援ともどうやってつながっていくかということも考えておりますが、納米さん、どうですか。

○検討委員会有志（納米） この図に書いたように、警察がかかわられたときに、今でも恐らく一時保護に至るような事案では先ほどの警察庁のお話にあるように、配暴センターに連絡をされているのだと思うのですけれども、問題はといますか、同居例で、警察が関与の後、また警察が被害者と一緒になるタイミングがある。そうしたケースで、どうやって被害者の安全を守るかということが重要になってくると思うのです。一時保護に至らない例であっても、その被害者の相談機関と警察がその時点で連絡を取り合って対応していただくことができないものだろうかというのが提案の趣旨です。

私ども配暴センターをやっていますけれども、私どもから警察のほうにお願いしますということですか、被害者に対して何かあったら生活安全課に相談しておいてくださいということはお伝えしているのですけれども、その逆ということはほとんどないので、その連携をとっていただけないかということが提案です。

○辻村会長 ありがとうございます。

何かございますか。時間が押していますので手短にお願いします。

○阿部委員 神奈川のほうで報告を聞きますと、警察経由で一時保護につながったが、被害者が土日を経て月曜日にやはり家庭のことが心配なので帰宅するというケースが非常に多いという。被害者の選択肢が耐えるか、離婚して遠くに逃げるといった二者択一しかないという現状もあると思います。被害者支援を充実させることはまだまだあるかと思いますが、今回このように加害者更生にかかわる実態調査をまとめられたことに対しては、非常に有意義なことであります。今後これをどのように活用していくか、とりわけ今の法律を変えることなく、被害者の安全と支援の中に位置づけて加害者更生プログラムを実施するという事は、一步を踏み出す時期に来ているのではないかと考えています。

さらに、子供の問題で言いますと、面前DVなどのお子さん、特に男の子は、10年ぐらい経つと加害者として登場してきているのです。こういったことから考えますと、加害者更生プログラムというのは時間がかかるかも知れませんが、踏み出す勇気が必要なのではないかと思っています。

○辻村会長 ありがとうございます。

山田委員、どうぞ。

○山田委員 質問というよりは感想、意見でよろしいでしょうか。今日の警察庁のお話と皆さん方の話を聞いていて、社会学者として思ったことがあるので1つ意見を述べさせていただきます。どうも警察庁の対応というのを見てみると、人間は合理的であるというのを前提にした対応のような気がするのです。つまり、牢屋に入ると脅せばやめるはずであろうと、損であればやめるはずであろうと。社会学というのをやっていると、人間はそういう脅しでは、いわゆる全ての人間は合理的ではないので、もちろん、そうやって合理的に説得すれば捕まりそうだからやめるとか、損するからやめるといった人もかなりいるとは思いますが、そうではない場合があるので、そういう認識を警察の方に持ってもらう必要はあるのかなと思いました。

以上です。

○辻村会長 ありがとうございます。形式的な受け答えの印象がありましたね。

もう時間が参りましたので、私のほうから、簡単に質問させていただきたいのですけれども、1つは今後の課題に関して、更生プログラムには財政上の問題があるという話はこれまで聞いてきたのですが、ここではそのことが余り書いていなかったのですが、財政上は大丈夫なのかということです。もう一つは、外国の例として、イギリス、オーストラリア、カナダが対象になっていますが、英連邦系はよくやっているという意味なのか、これはたまたまここが調べられたということではなくて、ここが一番進んでいるという認識で調査されたのですかね。このほかにも何十カ国も実践しているということでもいいですか。

○検討委員会 有志（信田） 財政上のことなのですが、今回の加害者カウンセリングに関してはお一人当たり1万5,800円が支払われます。それは1時間か1時間半かかるとは思いますが、もう到底それでは不十分ですし、私たちは財政上のバックアップがない民間なので、

お金を御本人から支払っていただかなければいけない。そのあたりをどうするかというのはすごく考えております。

それから、カナダ、オーストラリアも進んでいると思います。

○辻村会長 また今後も御教示をいただきたいと思いますが、本日はどうもありがとうございました。

それでは、事務局から最後でございますけれども、今後の進め方について、簡単にご報告をよろしく申し上げます。

○小林暴力対策推進室長 それでは、今後の進め方ですが、資料5、前回配ったものに関係機関の連携を入れています。御覧ください。

次回ですけれども、6月か7月に予定しております、JKビジネスやAVへの強制出演などの問題について、被害者を支援しておられる団体の方のヒアリング等々を予定しております。また具体的なことは改めてお知らせさせていただきたいと思います。

以上です。

○辻村会長 ありがとうございました。

それでは、御協力によりまして、無事時間内に本日の議案、全て終了いたしました。本日はどうもありがとうございました。